

平 戸 市 監 査 公 表 第 154-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 3 年 1 月 12 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局  
農林課

第 3 監査の期間

令和 2 年 5 月 20 日（水）、21 日（木）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容  
別紙のとおり

定期監査「指摘事項」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：農林課】

区分	内 容	措 置
指摘事項	<p><b>1 平戸市農業農村整備事業補助金について</b></p> <p>平戸市農業農村整備事業補助金交付要綱別表中、補助率は原材料費相当額のみ補助を受ける場合、補助率が事業費の100パーセントとされているが、機械の借上げ料も全額補助となっているものが見受けられた。機械の借上げ料を全額補助するのであれば、その旨要綱に明記するよう検討されたい。</p>	<p>平戸市農業農村整備事業補助金交付要綱について、令和3年2月2日の例規審査会に下記のとおり提出予定です。</p> <p>直営施工を行う場合は、その施工に必要な原材料費及び借上げ料について、事業費の100パーセントとする。</p>
	<p><b>2 県北地域有害鳥獣被害防止対策協議会への負担金の取り扱いについて</b></p> <p>平戸市は県北地域有害鳥獣被害防止対策協議会へ狩猟免許取得のための負担金を支出しているが、協議会の総会資料では平戸市から補助金として受け入れている。実態は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金による補助金に連動して、狩猟免許取得経費のうち、受験料の1/2を市が補助する仕組みとなっている。ところが、平戸市農林水産部農林課所管の国庫及び県費関係補助金等交付要綱にはこの補助が明記されておらず、補助金交付の根拠がないまま、負担金として支出している。要綱と実態が合っていないので整合性に努められたい。</p>	<p>平戸市農林水産部農林課所管の国庫及び県費関係補助金等交付要綱について、令和3年2月2日の例規審査会に下記のとおり提出予定です。</p> <p>令和3年度より、県北地域有害鳥獣被害防止対策協議会補助金として追加する。</p>
	<p><b>3 農道荻田線法面吹付工事について</b></p> <p>本工事は、平成30年5月24日に6者による入札執行が不落となった。その後、平成30年4月1日以降の発注工事から変更になっていた現場管理費率及び一般管理費率が最初の設計段階ではシステムに反映されていないことが判明したので、システムを更新し新たに設計書を作成した。こうしたことは設計額の信頼性を損なう恐れがある。今後は、入札が無駄にならないよう設計書作成には留意されたい。</p>	<p>今後は、積算システムのデータ配信業者との連絡を密に行うと共に、設計額の検算を徹底いたします。</p>